

# 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画

令和 2 年 3 月

滋 賀 県

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画期間 2

## 第2章 障害者の文化芸術活動の現状

- 1 障害者の文化芸術活動の推進にかかる社会情勢（国等の取組状況） 3
- 2 本県における障害者の文化芸術活動の取組状況 5

## 第3章 基本目標と基本的な方向（柱）

- 1 基本目標 8
- 2 基本的な方向（柱） 8

## 第4章 施策の展開

- 1 「親しむ」 11
- 2 「つなぐ・支える」 13
- 3 「活かす」 15

## 第5章 計画の推進

- 1 推進体制 18
- 2 進捗管理 20

- (参考資料) 21

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の趣旨

滋賀県では、文化芸術振興施策の推進においては、『滋賀の文化力を高め、発信することで地域が元気になっていく姿』を基本目標とする「滋賀県文化振興基本方針（第2次）」（平成28年3月）を策定し、障害者、高齢者、子育て中の保護者等、文化に触れる機会が十分にもてない方々が文化活動に参加しやすい環境づくりなど、文化活動の環境の整備等に取り組んでいます。

また、障害福祉施策の推進においては、『地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現』を基本目標とする「滋賀県障害者プラン【改定版】」（平成30年3月）を策定し、障害者の文化芸術活動を推進し、障害者の自己実現と社会参加の促進等に取り組んでいます。

近年、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした文化プログラムが展開され、また、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）が文化芸術の振興にとどまらず、観光、福祉等の分野における施策を取り込むこと等を趣旨とする改正が行われ、名称を文化芸術基本法と改められるなど、文化芸術を取り巻く環境は変化しています。

本県が全国に先駆けて取り組んできた障害者の文化芸術活動に関しても、この文化芸術基本法では基本理念として、次のように規定しています。

「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」

この基本理念と障害者基本法（昭和45年法律第84号）の理念に則って、文化芸術活動

を通じた障害者の個性と能力の発揮および社会参加を促進することを目的とする障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号。以下「障害者文化芸術推進法」という。）が平成 30 年(2018 年)6 月に制定されました。

こうした国の動きを契機として、本県においても、障害者<sup>1</sup>による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため本計画を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者文化芸術推進法第 8 条第 1 項に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画として策定します。

また、滋賀県基本構想（平成 31 年 3 月）の県の政策の方向性との整合性を図るとともに、滋賀県文化振興条例（平成 21 年滋賀県条例第 55 号）に基づく「滋賀県文化振興基本方針」および、障害者基本法に基づく「滋賀県障害者プラン」を踏まえた個別計画とします。

さらには、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成 31 年滋賀県条例第 8 号）第 21 条に基づき必要な施策を講ずるための取組方針を示した計画とします。

## 3 計画期間

本計画は、令和 2 年度(2020 年度)から令和 5 年度(2023 年度)までの 4 年間の計画とします。

---

<sup>1</sup> 本計画における「障害者」とは、障害者文化芸術推進法の規定に基づき、障害者基本法第 2 条第 1 号で定める身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

## 第2章 障害者の文化芸術活動の現状

### 1 障害者の文化芸術活動の推進にかかる社会情勢（国等の取組状況）

国では、平成25年(2013年)に開催された、文化庁・厚生労働省による「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」の中間とりまとめにおいて、芸術活動を行う障害者やその家族および福祉事業所等で障害者の芸術活動の支援を行う者を支援する体制の整備や専門的な人材の育成の必要性が唱えられました。

同年には、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）に基づく、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」において、劇場、音楽堂等は、地域の文化拠点であるとともに、社会参加の機会をひらく社会包摂<sup>2</sup>の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っており、年齢や障害の有無等にかかわらず、より多くの利用者が実演芸術の公演を鑑賞できるよう様々な工夫や配慮を行うことや、年齢や障害の有無等にかかわらず利用者等の社会参加の機会を拡充する観点からの様々な取組を進めることに留意するよう求められています。

平成27年(2015年)には「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」を開催し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の文化芸術活動の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行うなど、障害者の文化芸術活動の推進に取り組んでいます。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）が制定され、行政機関等および事業者は、ハード・ソフト両面にわたる対応が求められることとなりました。

---

<sup>2</sup> 社会的に孤立や困難を抱えている人びとに社会参加の機会を開き、社会的課題の緩和や解決につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。

こうした中、平成 29 年(2017 年)に文化芸術振興基本法は、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展および創造へと活用することを明示した「文化芸術基本法」に改正されました。

その後、文化芸術基本法に基づく「文化芸術推進基本計画」(平成 30 年 3 月)の策定や、障害者文化芸術推進法の施行、同法に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」(平成 31 年 3 月)の策定により、障害者の文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。

また、国内においては民間団体を中心に、アウトサイダー・アート<sup>3</sup>、アール・ブリュット<sup>4</sup>、フォーク・アート<sup>5</sup>等として福祉現場で障害者の作品展覧会の開催や研修機会などが各地で活発に展開されています。日本財団が行う DIVERSITY IN THE ARTS の取組や、埼玉県、京都府等の各地域でも障害者の芸術祭が開催されています。

さらには、平成 28 年(2016 年)から国立新美術館において共生社会や文化の多様性に関心を深めてもらうことを目的に「ここから」展が開催されるとともに、平成 29 年(2017 年)に奈良県開催の「国民文化祭」「全国障害者芸術・文化祭」が初めて一体的に開催されるなど、障害の有無を超えた活動の機会が充実し始めています。

---

<sup>3</sup> アール・ブリュットの英語訳で、1972 年にイギリスの美術史家ロジャー・カーディナルが翻訳したもの。「美術教育を受けていない」という一般的な定義があるが、広く英語圏で用いられることで、民俗芸術や独学による表現全般を指すようになり、その射程はかなりの幅広さを有している。(参考:『美術手帖』2017 年 2 月号「アウトサイダー・アート」特集(2)、2017 年、20 頁)

<sup>4</sup> 画家のジャン・デュビュッフェが考案した言葉で、「加工されていない生(き)のままの芸術」という意味のフランス語。特定の美術や教育の流れからはみだし、美術的なスタイルからは何の影響も受けていない、全く個人的かつ独創的な方法で創られた絵画や造形のこと。滋賀県では既成の枠にとらわれない、作り手自身の内なる衝動を表現した作品を通じて、多様な価値観を共有し合える共生社会づくりにつなげることを目的にアール・ブリュットを振興している。県内では、古くから福祉施設で行われてきた造形活動を背景に、アール・ブリュットという領域で評価される障害者の作品が多いが、作者が障害者であることをもって、アール・ブリュット作品と位置づけて振興しているものではない。

<sup>5</sup> ある共同体のなかでその歴史、宗教、民族性、地域性を背景に脈々と培われてきた、伝統的な形態や様式をもつ芸術のこと。(参考: DNP 大日本印刷 artscape、<https://artcape.jp/index.html>、(参照 2019-11-01))

## 2 本県における障害者の文化芸術活動の取組状況

### (1) 障害者の文化芸術活動の歴史

滋賀県では、戦後まもなく「日本の障害者福祉の父」と呼ばれ、「この子らを世の光に」という言葉を残した糸賀一雄氏、田村一二氏、池田太郎氏らにより設立された近江学園<sup>6</sup>において、粘土を利用した生産活動から造形活動が始まりました。また同学園では、造形活動だけではなく、狂言の鑑賞や児童劇、ブラスバンドに取り組むなど、子どもたちが芸術活動に接する機会を積極的に取り入れてきました。

これらの取組は、「その人らしさ」を大切にし、一人ひとりを認める、その思想とともに同学園以外の県内の福祉施設等にも受け継がれ、発展していきました。

昭和 29 年(1954 年)には大阪で「全国忘れられた子らの作品展」と題した展覧会が、その翌年には東京で「知恵の遅れた子らの作品展」が開催され、また、昭和 56 年(1981 年)からは「土と色」展が始まるなど、他の都道府県と比べ、早くから滋賀県の福祉施設が関わった展覧会が数多く開催され、障害者の造形活動とそれに伴う指導のあり方について、今なお国内外に大きな影響を与えています。

障害者の造形活動が広がりを見せていく過程で、県内に障害者の作品を常設できる場の設置に向けた機運が高まり、平成 16 年(2004 年)に、障害者と一般のアーティストの作品を並べて展示する「ポダレス・アートミュージアム NO-MA」(以下「NO-MA」という。)が誕生しました。NO-MAでは、作品を通じて人の持つ普遍的な表現の力を発信しています。

また、県内の福祉団体や NPO 等が中心となり、県外の民間団体やアーティスト等と連携して開催する展覧会や芸術祭、創作工房の提供、作品の販売や二次利用による商品化等、独自の取組も広がり始めています。

### (2) 国内外で広がる活動と評価

---

<sup>6</sup> 昭和 21 年 11 月に大津市南郷に創設された児童福祉施設。昭和 46 年 9 月に現在の湖南市に移転。

こうした県内の福祉施設を中心に活発に行われてきた障害者の造形活動により生み出された作品の中には、近年、アール・ブリュットという領域で国内外において高く評価される滋賀県ゆかりの作家の作品も多く見出されており、1990年代以降、滋賀県立近代美術館での企画展をはじめ、スイス・ローザンヌのアール・ブリュットコレクションやフランス・パリ市立美術館などの国外の美術館でも紹介されています。

平成 25 年(2013 年)に開催されたヴェネチア・ビエンナーレ国際美術展での県内作家の作品出展や、平成 30 年(2018 年)に滋賀県と米国ミシガン州の姉妹提携 50 周年を記念した展覧会で県内 6 名の作家の作品が展示され公開制作が行われるなど、滋賀県ゆかりの作家が国内外で注目されるようになりました。

また、福祉施設が独自にギャラリーを設け作品の魅力を発信する活動や、そうした活動から国内外の美術館やギャラリーと連携した展覧会に作品を出展し評価される事例も出てきています。

### (3) 本県の取組

県では、障害者による造形活動のすそ野を広げるため、平成 23 年(2011 年)から県内の障害者の造形作品の公募展の開催、陶芸家を特別支援学校等へ派遣し創造活動を支援する「つちっこプログラム」の実施、平成 24 年(2012 年)に全国で初めて「障害福祉サービス事業所の造形活動における作品の著作権等の保護のための指針(ガイドライン)」の策定を行うとともに、障害者の文化芸術活動に関する相談や支援を行う「アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンター(通称:アイサ)」の運営支援を行うなど、障害者が安心して文化芸術活動に取り組める環境づくりに取り組んでいます。

また、平成 25 年(2013 年)にアール・ブリュットネットワークを立ち上げ、美術、福祉、医療、研究機関、行政などの異なる分野や立場の人たちがつながり、障害のある作家も多く活躍するアール・ブリュットを支える輪を広げる取組を進めています。

近年では、平成 29 年(2017 年)にフランス・ナント市で開催された「障害者の文化芸術国際交流事業『2017 ジャパン×ナントプロジェクト』」への参画、平成 30 年(2018 年)にアメリカ・ミシガン州で開催された展覧会への作品の出展などを通じて、障害者の作



品の魅力を国内外に発信する取組や交流を進めています。

また、舞台芸術においては、「びわ湖ホール 音楽会へ出かけよう！（ホールの子事業）」での舞台芸術鑑賞の機会の提供や、地域の中で誰でも気軽に参加できる歌や打楽器演奏、ダンス、身体表現などのワークショップの県内各地での開催支援、アーティストと障害者のコラボレーションによるボーダレスな舞台演奏が行われる糸賀一雄記念賞音楽祭の開催支援など、地域で「ともに活動する」ことの実現を目指した取組を進めています。

こうした取組を文化行政と福祉行政が相互に連携を図りながら、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指した「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点も踏まえ、取組を進めています。

## 第3章 基本目標と基本的な方向（柱）

### 1 基本目標

多様な人びとが支えあうことにより、障害の有無にかかわらず  
誰もがともに、多彩な文化芸術活動に親しみ、活躍する環境の実現

文化は、人びとの感性や想像力を育み、人びとに元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力を持っています。私たちは、文化が社会に資する力を認識し、これを活かした取組を行うとともに、滋賀の文化の魅力を国内外に効果的に発信することで、元気で創造的な地域をつくっていく必要があります。

このため、障害者が障壁なく文化芸術活動に参加できるよう「障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を通じて、自分らしく活躍できる共生社会づくり」を計画の基本理念とします。

この基本理念のもと、障害の有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し、理解し、共感し、助け合う中で、すべての人が対等に文化芸術を享受し創造することができるよう「多様な人びとが支えあうことにより、障害の有無にかかわらず誰もがともに、多彩な文化芸術活動に親しみ、活躍する環境の実現」を基本目標とします。

### 2 基本的な方向（柱）

基本目標の実現に向け、次の3つの基本的な方向を柱として、施策を展開します。

親しむ	障害者が文化芸術を鑑賞し、創造し、参加する機会の充実
つなぐ・支える	障害者が文化芸術活動を通じて、自らの能力を最大限発揮し、障壁なく社会参加できるよう支援するための「人」や「場」づくり
活かす	障害者が創り出す作品等を滋賀県の誇りうる魅力として国内外に発信するとともに県民の理解の一層の促進

### (1) 「親しむ」

障害の有無、障害の種別や特性にかかわらず、文化芸術活動に触れ、創造する機会を得ることにより、文化芸術への感動や関心が高まり、個性的で豊かな感性を育てることにつながることを期待されます。また、同時に、障害者が社会の中で自分を表現することができるよう、障害者が必要な支援を受けて文化芸術を鑑賞し、創造し、参加する機会のより一層の充実を図ります。

### (2) 「つなぐ・支える」

障害者が文化芸術活動を通じて、自らの能力を発揮し、障壁なく社会参加できるようにするためには、活動を支援する人材が重要です。このため、文化芸術、福祉、教育など、各分野の垣根を越えて活動できる知識や経験を深めるための研修機会の充実を図るとともに、各分野を越えたネットワークの構築を図ります。

また、障害の有無等にかかわらず、県民誰もが気軽に文化芸術活動に参加することができるよう、「触れる場」「創る場」「発表する場」「支援する人が集う場」づくりや、創造された作品の権利保護に関する相談ができる機関の情報、作品の理解促進につながる研修等の情報に触れる機会の充実を図ります。

### (3)「活かす」

障害者の文化芸術活動については、作品はもとより、創造の過程そのものにも魅力があるなど、既存の芸術分野に収まらない多様性が見られます。それらには、県民の理解を深めるものや国内外に発信できる魅力があるもの、作品の販売や二次利用により経済面で障害者の生活の向上に資するものなど、多様な可能性が含まれています。こうした可能性を見出し、滋賀県の誇りうる魅力として国内外へ発信します。

## 第4章 施策の展開

計画の基本目標実現に向け、3つの基本的な方向を柱として、次の施策を展開します。

### 1 「親しむ」

#### (1) 現状と課題

現在、障害者が文化芸術活動に親しむための取組として、主に文化施設のバリアフリー化や観覧料の優遇などが行われています。

障害者が鑑賞、創造、発表・参加するための施策に取り組む県内市町は少なく、障害者に対する事業の情報提供や障害特性に応じた鑑賞のサポート等を行う県内の文化施設も多くありません。

また、身近な地域の文化施設において、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる取組もあまり見られません。

こうしたことから、障害の有無にかかわらず、誰もがともに文化芸術活動を鑑賞し、創造し、参加する機会の充実、および障害者の文化芸術活動への県民理解の促進のため、次の取組を重点的に進めます。

#### (2) 施策の展開と主な取組

##### 計画期間中に進める重点施策と主な取組

##### ① 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しめる公演や展覧会等の推進

障害の有無にかかわらず、公演や展覧会などにおいて質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保することは、豊かな創造力・想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層の育成、優れた文化芸術の創造につながります。

県内の劇場・音楽堂や美術館、博物館などで行う公演や展覧会等の開催に合わせて、施設や設備面での障壁を取り除く取組や障害特性に応じて鑑賞をサポートする取組を

モデル的に実施し、ノウハウの蓄積を図ります。

併せて、障害者やその支援者が、劇場・音楽堂や美術館、博物館などの文化施設で鑑賞しながら学び、体験する機会の充実を図ります。

#### <主な取組>

- 県内の小学生等が参加する「びわ湖ホール 音楽会へ出かけよう！（ホールの子事業）」において特別支援学校の児童生徒と一緒に舞台芸術を鑑賞できる機会の提供
- 地域の文化施設で、誰もが一緒に気軽に楽しむことのできる公演や展覧会等の開催、字幕・手話通訳・音声ガイドなど鑑賞サポート等の充実や鑑賞サポート等の配慮を事前に明示した情報の提供

#### ② 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に自由な発想で表現する機会の創出

障害者の創造活動の機会を創出することは、文化芸術の新たな価値や優れた作品を生み出す契機になるとともに、人びとの心のつながりや相互理解、多様性の理解などにつながることを期待されます。

このことから、地域の文化施設、福祉施設、特別支援学校において障害者向けあるいは障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に行う体験型ワークショップや、アーティストを福祉施設や学校などに派遣して行うアウトリーチ活動等の充実を図ります。

また、障害者の創造した作品や表現を、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しむことのできるワークショップなどの機会の充実を図ります。

#### <主な取組>

- 「つちっこプログラム」等、学芸員や専門家、アーティスト等の支援を受けて創作するワークショップの開催支援
- 地域の文化施設で行う造形活動や表現活動への支援

### ③ 障害者の作品を発表する機会の充実

作品等の発表の場は、障害者の創造活動の意欲の向上や、障害者の生活を支える人の創造活動に対するさらなる理解の促進につながります。また、障害者が多様な関係者や地域社会等と交流する機会としても重要です。

このことから、地域の文化施設、福祉施設、学校をはじめ、県内の民間団体等とも連携し、障害者が創造した作品を発表できる機会や、障害者と地域の多様な人々が交流しながら作品を創造し発表する機会の充実を図ります。

#### <主な取組>

- 障害者アート公募展や糸賀一雄記念賞音楽祭の開催にかかる支援
- アーティストが地域の関係者と共同で行う参加型プログラムの実施

## 2 「つなぐ・支える」

### (1) 現状と課題

障害者の文化芸術活動は、福祉施設や就労支援施設等で多くみられますが、これらの施設では文化芸術活動の専門的な知識をもって支えることができる人材は限られています。また、文化施設職員やアーティスト等についても障害の特性を理解して支えることができる人材は少ないのが現状です。福祉と文化の関係者が互いの意識やスキルを共有できる機会を構築することが求められています。

また、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に文化芸術活動を楽しめる機会が少ないことから、さらに充実させる必要があります。

このため、障害者の文化芸術活動を支える「人」づくりを進めるとともに、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動を楽しめる拠点や支援をする人が集える拠点となる機能を有する「場」の構築に向けて取組を進めます。

併せて、文化施設、福祉施設、学校、NPO等、関係者の相互の連携や協力を促進するための取組を進めます。

## (2) 施策の展開と主な取組

### 計画期間中に進める重点施策と主な取組

#### ① 障害者の文化芸術活動を支える人づくり

学校や福祉施設等の職員が文化芸術分野の専門家等から文化芸術活動を支援する方法を学ぶ機会や、文化芸術団体や文化施設職員が障害福祉分野の専門家等から障害者の特性を踏まえた支援の方法を学ぶ機会の充実を図ります。

また、障害者による文化芸術活動に関わる多様な関係者を対象に、現場体験プログラムや様々な支援方法に関する研修等を行うとともに、各分野の垣根を越えたネットワークの構築を図ることで、障害者と文化芸術、文化芸術と社会、社会と障害者をつなぐ人材の育成を図ります。

さらには、障害者の文化芸術活動を支援し、これからの文化芸術を担う若い世代の理解を広げるため、大学等の教育機関と連携した学習機会や文化芸術を通じた交流機会の充実を図ります。

#### <主な取組>

- 障害者等の文化芸術活動を支えるための支援ノウハウの蓄積を図る各種研修会の開催
- 障害者の芸術文化活動にかかる権利保護等に関する相談対応や情報提供などを行う支援センター<sup>7</sup>の活動支援

---

<sup>7</sup> 作者の権利が保護されるための助言や、作品に関わる人と人とが信頼関係をもつてつながるための中間支援を行うため、厚生労働省の「障害者芸術文化活動普及支援事業」により主に県内での普及支援を行う障害者芸術文化活動支援センターとして、社会福祉法人グロー(近江八幡市)が「アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンター(通称:アイサ)」を設置。アイサでは、①障害者やその家族、福祉施設からの文化芸術活動にかかる相談、②美術館や文化施設等からの展示や公演の相談等への対応、③作者や演者の権利保護に関する相談・助言、④権利保護に関する知識の普及、支援方法等に関する研修会の開催、⑤発表機会の創出(滋賀県施設・学校合同企画展)など、障害者が安心して文化芸術活動に取り組める環境づくりを進めている。



## ② 障害の有無にかかわらず、誰もがともに学び活動できる場づくり

劇場・音楽堂、美術館、博物館、公民館等の身近な地域の文化拠点に対する広域的な支援の検討や、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に文化芸術を体験することで障害者への関心を深めることのできるプログラムの開発などを進めるとともに、文化芸術を介して時間と場所を共有し、様々な交流が生み出される「場」や「機能」のあり方について検討を進めます。

### <主な取組>

- 障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動を楽しめる拠点や支援をする人が集える拠点となる機能を有する「場」の構築
- アール・ブリュットに関する関係者の交流や情報発信等を行うネットワークの運営

### 長期的・継続的に検討する主な取組

- 障害者の文化芸術活動を地域や県民に結びつける人材や中間的な支援組織の育成
- 劇場・音楽堂、美術館、博物館、公民館等、身近な地域の文化拠点に対する広域的な支援方策の調査研究

## 3 「活かす」

### (1) 現状と課題

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした文化プログラムの展開を機に、障害者の文化芸術活動が注目を集めています。本県においても、民間団体がそれぞれの活動を通じて魅力を発信する取組を進めており、こうした取組を効果的に発信し、滋賀の魅力として高めていくことが必要です。

こうしたことから、障害者が創り出す作品等の魅力を国内外に効果的に発信し、その魅力を通じて県民の理解を深めるとともに、滋賀県の文化力を高め、社会的・経済的価値

値<sup>8</sup>の創出につながる取組を進めます。

## (2) 施策の展開と主な取組

### 計画期間中に進める重点施策と主な取組

#### ① 「文化芸術×共生社会」をテーマとした先進的な公演や展覧会等の検討と国内外への発信

これまでから文化と福祉が連携して取組を進めてきた経験を活かし、文化芸術によって共生社会を実現することを目指し、さらに先駆的な取組を検討します。

また、国際的水準の舞台芸術を創造発信する県立芸術劇場びわ湖ホールや令和3年度(2021年度)に再開館を予定している県立近代美術館等の県立文化施設に加え、県内市町、文化施設、文化関係団体、福祉関係団体等と連携した公演や展覧会等の開催を検討します。

こうした取組を通じて、アール・ブリュットの魅力のさらなる発信など、障害者の文化芸術活動を通じて本県の魅力を国内外に発信します。

#### <主な取組>

- 国、市町、文化施設、文化関係団体、福祉関係団体、大学、NPO等の関係団体が連携して実施する「文化芸術×共生社会」フェスティバル<sup>9</sup>の開催

---

<sup>8</sup> 国の文化芸術基本計画(第1期)において、文化芸術は以下の社会的・経済的価値を有しているとされている。(社会的・経済的価値)

- 文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること。
- 文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであること。
- 文化芸術は、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであること。
- 文化芸術は、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであること。

<sup>9</sup> 本事業は、本県が主体となって文化芸術団体やアーティスト、市町等と連携し共生社会の実現等に向けた取組を牽引する拠点を形成し、人材の育成やネットワークを構築するため、文化庁の補助を受け、平成29年度から5年間かけて取り組んでいる事業。

平成29年度から障害者等の作品の発表機会の拡大、作品調査、文化と福祉の関係者によるネットワークの構築に取り組んでおり、これらの取組を糧に、障害者による様々な文化芸術活動を一体的に展開する本事業の集大成としてフェスティバルの開催を予定。この取組を県内外に発信するとともに、取組によるレガシーとして関係者間の連携の構築や各地域が主体となる取組の創出を図る。

## ② 美術作品や舞台芸術作品等の調査・発掘、評価、収集・保存、発表・展示

県立芸術劇場びわ湖ホールにおいて障害者の舞台芸術の公演を実施するとともに、県立近代美術館において、アール・ブリュット作品の調査、発掘、評価、収集、保存、展示を進めます。また、民間団体が行う障害者の芸術作品の調査研究や国内外での展覧会の開催などを支援します。

さらには、障害のある芸術家等の経済面の向上やアーティストとしての自立の観点から重要となる、作品の販売や商品化等につながる仕組みづくりについて、民間団体等の事例の研究を進めます。

### <主な取組>

- 県立芸術劇場びわ湖ホールによる舞台芸術作品の調査および発信力のある公演の開催
- 県立近代美術館によるアール・ブリュット作品等の調査、発掘、評価、収集、保存、展示の推進
- 民間団体が行う障害者の芸術作品の調査研究や国内外での展覧会の開催などに対する協力・支援

### 長期的・継続的に検討する主な取組

- 「文化芸術×共生社会」フェスティバルの定期的な開催
- 県内の障害者による文化芸術活動の取組の一元的な発信
- 作品の販売や二次利用、商品化等先駆的に行う民間団体等の取組事例の情報収集

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

計画の推進にあたっては、行政、文化施設・団体、福祉施設・団体、障害者の生活を支える人や地域等が連携して取組を進めることが重要です。

このため、それぞれの主体が期待される役割を果たしつつ、連携して取組を進めるために必要なネットワークや体制の構築を図ります。

#### (1) 県の役割

県は、福祉や文化をはじめ、すべての関係部局が連携しながら全体の総合調整を図り、市町、文化施設・団体や福祉施設・団体等と協働して施策展開を図ります。

また、国との情報共有や意見交換などを行い連携して取組を進めます。

#### (2) 各主体に期待される役割と連携

##### ① 県民、地域社会

障害者の文化芸術活動を地域に根差した活動にするためには、県民一人ひとりの理解や主体的なかかわり、地域で支える仕組みづくりが重要です。障害の有無にかかわらず、誰もが楽しめる文化芸術活動の場を創造していく役割などが期待されます。このことから、地域の文化芸術活動の主役である県民や、文化芸術活動に取り組むノウハウや人的・財的資源を有する企業、大学、NPO 等との連携・協働の推進に取り組めます。

##### ② 文化施設・団体

劇場・音楽堂、美術館、博物館などの文化施設は、全ての県民が文化芸術活動を通じて社会参加の機会を開く場・拠点として重要な役割を担っています。このことから、

滋賀県公立文化施設協議会や滋賀県博物館協議会を中心に、県内の文化施設や地域で文化芸術活動を行う団体と福祉施設・団体、行政などが情報共有し、連携が図られるよう取り組みます。

### ③ 福祉施設・団体

障害者施設や障害福祉サービス事業所等の福祉施設は、障害者の意向を尊重し、文化芸術活動を通じて一人ひとりの可能性を広げる活動の支援や、文化芸術活動のすそ野の拡大において重要な役割を担っています。このことから、アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンターと連携し、障害者や家族の相談・援助、ニーズの把握、福祉施設での一層の文化芸術活動の展開や活動の支援、地域での活動の促進に向けて、県内の文化施設・団体と福祉施設・団体、行政などが情報共有し、連携が図られるよう取り組みます。

### ④ 市町

市町においては、障害者の文化芸術活動の現状の把握に努めるとともに、生活に身近な地域で活動できる環境づくりや理解者を増やすための取組を進めるため、文化施設や社会教育施設の運営および文化芸術団体・福祉関係団体等への支援など重要な役割を担っています。このことから、市町行政においても文化行政と障害福祉行政が連携して障害者の文化芸術活動を支えることができるよう、県と市町が情報の共有を図るとともに、協働で研修を実施するなど、それぞれの地域におけるネットワークを活用した取組が図られるよう連携して取り組みます。

## (3) 推進体制

多様な主体との協働により実施する予定の「文化芸術×共生社会」フェスティバルの開催に向け連携体制を構築します。また、フェスティバルの開催を契機とし、この枠組みを発展させることにより、多様な主体が継続して効果的に連携・協働して取組を進めることができる体制を構築していきます。

## 2 進捗管理

滋賀県文化審議会および滋賀県障害者施策推進協議会において本計画の施策の取組状況について報告し、点検・評価を行います。また、国が進めている障害者の文化芸術活動に関する実態把握についての調査研究の結果等も踏まえ、県内の状況を把握し、計画期間中に評価指標を設定します。

## ( 参 考 資 料 )

I. 「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」の概要	22
II. 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の概要	23
III. 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	24
IV. 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会 設置要綱	30
V. 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画 検討の経過	32
VI. 計画における所要見込額	34

### 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の趣旨 障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を通じて、自分らしく活躍できる共生社会の実現に寄与する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」を策定
- 2 計画の位置づけ
  - 障害者文化芸術推進法第8条第1項に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
  - 滋賀県文化振興条例に基づく「滋賀県文化振興基本方針」および障害者基本法に基づく「滋賀県障害者プラン」を踏まえた障害者による文化芸術活動の推進に関する個別計画
  - 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第21条に基づき必要な施策を講ずるための取組方針を示した計画
- 3 計画期間 令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度）までの4年間

### 第2章 障害者の文化芸術活動の現状

- 1 障害者の文化芸術活動の推進にかかる社会情勢（国等の取組状況）
  - 劇場、音楽堂等活性化法(H24)およびその指針の制定(H25)
  - 障害者差別解消法の制定(H25)
  - 文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正(H29)
  - **障害者文化芸術推進法(H30)および基本的な計画の策定(H31)**
- 2 本県における障害者の文化芸術活動の取組状況
  - (1) 障害者の文化芸術活動の歴史
    - 近江学園での取組
    - 滋賀県の福祉施設関わった展覧会の開催
    - ボーダレス・アートミュージアムNO-MAの開設
  - (2) 国内外で広がる活動と評価
    - 国内外の美術館やギャラリーにおいて障害のある滋賀県ゆかりの作家の作品がアール・ブリュット作品として注目
  - (3) 本県の取組
    - 「障害福祉サービス事業所の造形活動における作品の著作権等の保護のための指針（ガイドライン）」の策定
    - 障害者の文化芸術活動に関する相談・支援を行う「アイサ」の運営支援
    - アール・ブリュットネットワークの立ち上げ
    - フランス・ナント市や米国・ミシガン州での展覧会事業への参画
    - 「びわ湖ホール 音楽会へ出かけよう！（ホールの子事業）」での舞台芸術鑑賞の機会の提供
    - 糸賀一雄記念賞音楽祭の開催支援 等

### 第3章 基本目標と基本的な方向（柱）

- 1 基本目標  
**多様な人びとが支えあうことにより、障害の有無にかかわらず誰もがともに、多彩な文化芸術活動に親しみ、活躍する環境の実現**
- 2 基本的な方向（柱）
  - 「親しむ」
  - 「つなぐ・支える」
  - 「活かす」

### 第4章 施策の展開

- 1 **「親しむ」**  
障害の有無にかかわらず、誰もがともに文化芸術活動を鑑賞し、創造し、参加する機会の充実と、障害者の文化芸術活動への理解の促進
  - ◆ 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しめる公演や展覧会等の推進
  - ◆ 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に自由な発想で表現する機会の創出
  - ◆ 障害者の作品を発表する機会の充実
- 2 **「つなぐ・支える」**  
障害者の文化芸術活動を支える「人」づくりや、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動を楽しめる拠点や支援をする人が集える拠点となる機能を有する「場」の構築に向けた検討
  - ◆ 障害者の文化芸術活動を支える人づくり
  - ◆ 障害の有無にかかわらず、誰もがともに学び活動できる場づくり
- 3 **「活かす」**  
障害者が創りだす作品等の魅力を国内外に効果的に発信し、その魅力を通じて県民の理解を深めるとともに、滋賀県の文化力を高め、社会的・経済的価値を創出
  - ◆ 「文化芸術×共生社会」をテーマとした先進的な公演や展覧会等の検討と国内外への発信
  - ◆ 美術作品や舞台芸術作品等の調査・発掘、評価、収集・保存、発表・展示

### 第5章 計画の推進

- 1 推進体制
  - (1) 県の役割
  - (2) 各主体に期待される役割と連携
  - (3) 推進体制
    - 県民、地域社会、文化施設・団体、福祉施設・団体、市町との連携・協働
- 2 進捗管理
  - 滋賀県文化審議会および滋賀県障害者施策推進協議会において取組状況を点検・評価
  - 国の調査研究の結果等も踏まえ、計画期間中に評価指標を設定



# 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の概要

## 法律の背景・目的(1条)

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

### 文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

## 基本理念(3条)

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
  - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
  - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

## 基本的施策

- ① **文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)**
  - ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
  - ・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など
- ② **文化芸術の創造の機会の拡大(10条)**
  - ・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など
- ③ **文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)**
  - ・ 公共施設における発表のための催しの開催推進
  - ・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など
- ④ **芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)**
  - ・ 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
  - ・ 保存場所の確保 など
- ⑤ **権利保護の推進(13条)**
  - ・ 著作権等の制度に関する普及啓発
  - ・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表
  - ・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など
- ⑥ **芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)**
  - ・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡調整を支援する体制の整備 など
- ⑦ **文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)**
  - ・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
  - ・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
  - ・ 国際的な催しへの参加促進 など
- ⑧ **相談体制の整備等(16条)**
  - ・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など
- ⑨ **人材の育成等(17条)**
  - ・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など
- ⑩ **情報の収集等(18条)**
  - ・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など
- ⑪ **関係者(国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等)の連携協力(19条)**

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

**【推進体制】(20条)** 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置 → 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

**【財政措置等】(6条)** 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け

### III. 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

(平成30年6月13日 法律第47号)

#### 目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本計画等(第七条・第八条)

第三章 基本的施策(第九条—第十九条)

第四章 障害者文化芸術活動推進会議(第二十条)

附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)及び障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動(文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

##### (基本理念)

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
- 二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。

三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等(以下「障害者の作品等」という。)の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針

二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

### 第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設(劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。)を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

#### 附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

○ 参議院文教科学委員会における附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 基本計画の策定に当たっては、国民の果たすべき役割についても定めること。
- 二 障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進に関する施策の一環として、障害者の鑑賞のために文化芸術の作品等に係る複製、提供等を行う事業の円滑化を図るため、著作権制度等について所要の検討を行うこと。
- 三 この法律で定める施策を講ずるに当たっては、障害者の作品等の評価に際し、既存の価値観にとらわれず、幅広い作品等の価値が認められるようにするとともに、その評価によって分断や差別が生ずることのないよう十分留意すること。
- 四 障害者文化芸術活動推進有識者会議の構成員には、障害者による文化芸術活動を支援する団体の関係者や文化芸術活動を行う障害者本人が含まれるようにすること。

## IV. 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する計画（以下「計画」という。）を滋賀県において策定するにあたって、有識者や関係者等の意見を反映させていくため、滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する意見・助言を行うこと。
- (2) その他計画の策定にあたり必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 懇話会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 懇話会に、座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選によって定める。
- 4 座長は、懇話会の会議の議長として会議の進行を行う。
- 5 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、本要綱施行の日から計画策定の日までとする。

### (会議)

第5条 懇話会の会議は、文化スポーツ部長が招集する。

- 2 文化スポーツ部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (運営)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、文化スポーツ部文化芸術振興課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。



(別表)

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会 委員名簿

(五十音順・敬称略・令和2年(2020年)1月1日現在)

氏名	役職等
北岡 賢剛	社会福祉法人グロー 理事長
北村 成美	湖南ダンスワークショップ ディレクター
久保 厚子	全国手をつなぐ育成会連合会 会長
古久保 憲満	作家
鈴木 京子	国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）プロデューサー （副館長）
○ 中谷 満	相愛大学大学院音楽研究科 教授
野澤 和弘	一般社団法人スローコミュニケーション代表 植草学園大学客員教授
保坂 健二郎	東京国立近代美術館 主任研究員
村田 和彦	滋賀県立近代美術館 館長
山下 完和	社会福祉法人やまなみ会 やまなみ工房 施設長
山中 隆	公益財団法人びわ湖芸術文化財団 理事長

○ 座長

任期：平成30年11月1日から計画策定の日まで

## V. 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画 検討の経過

### 1 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項に基づく、滋賀県における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を策定するにあたり、有識者や関係者等の意見を反映させていくため、滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会を設置し、計画の内容について検討を進めました。

座長：中谷満（相愛大学大学院教授） 委員：11名

会議名	開催日	主な議題等
第1回	平成30年11月21日	(仮称)滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定について
第2回	平成31年 3月20日	(仮称)滋賀県障害者文化芸術活動推進計画 骨子(案)について
第3回	令和 元年 8月28日	(仮称)滋賀県障害者文化芸術活動推進計画について
第4回	令和 2年 2月18日	滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（案）について

### 2 滋賀県文化審議会

学識経験者や公募委員からなる「滋賀県文化審議会」において、滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会での議論の経過等を報告し、計画の内容について意見交換を行いました。

会議名	開催日	主な議題等
第21回	平成31年 3月22日	(仮称)滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定にむけた取組状況について
第22回	令和 元年 8月20日	(仮称)滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定について

### 3 滋賀県障害者施策推進協議会

学識経験者や公募委員からなる「滋賀県障害者施策推進協議会」において、滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会での議論の経過等を報告し、計画の内容について意見交換を行いました。

会議名	開催日	主な議題等
令和元年度第1回	令和 元年 7月11日	(仮称)滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定について
令和元年度第2回	(書面で報告)	滋賀県障害者文化芸術活動推進計画(案)について

### 4 県民等からの意見

#### (1) 県民政策コメントによる意見聴取

(仮称) 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画(原案)について、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、意見・情報の募集を行いました。

- 実施期間 令和元年(2019年)12月23日(月)～令和2年(2020年)1月22日(水)
- 意見等の提出件数 8名(団体1者含む)の方から計13件

### 5 議会(常任委員会)への報告

開催年月日	事項
平成30年11月14日	(仮称)滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定について
令和 元年 5月24日	(仮称)滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定について
令和 元年10月 4日	(仮称)滋賀県障害者文化芸術活動推進計画(骨子案)について
令和 元年12月13日	(仮称)滋賀県障害者文化芸術活動推進計画(原案)について
令和 2年 3月10日	滋賀県障害者文化芸術活動推進計画(案)について

## VI. 計画における所要見込額

本計画における主要関連事業の所要見込額は次表のとおりです。

(単位：百万円)

施策の展開と主な取組	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	計
「親しむ」	439.8	420.3	418.8	418.8	1,697.5
① 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しめる公演や展覧会等の推進(※1)	395.0	377.0	377.0	377.0	1,525.9
② 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に自由な発想で表現する機会の創出	17.8	16.3	14.8	14.8	63.8
③ 障害者の作品を発表する機会の充実	26.9	26.9	26.9	26.9	107.8
「つなぐ・支える」	15.0	14.0	14.0	14.0	57.1
① 障害者の文化芸術活動を支える人づくり	12.0	12.0	12.0	12.0	48.0
② 障害の有無にかかわらず、誰もがともに学び活動できる場づくり	3.0	2.0	2.0	2.0	9.1
「活かす」	957.7	923.3	893.3	893.3	3,667.7
① 「文化芸術×共生社会」をテーマとした先進的な公演や展覧会等の検討と国内外への発信	4.0	33.2	3.2	3.2	43.6
② 美術作品や舞台芸術作品等の調査・発掘、評価、収集・保存、発表・展示(※2)	953.8	890.1	890.1	890.1	3,624.0
合 計	1,412.5	1,357.6	1,326.1	1,326.1	5,422.3

(※1) 県立文化産業交流会館指定管理料を含む。

(※2) 県立芸術劇場びわ湖ホール指定管理料を含む。

(注記)

令和2年度(2020年度)以降の所要額については、令和2年(2020年)3月時点の見込みであり、国による制度変更や事業の内示状況、および毎年度の予算審議等を踏まえ、変動することがあります。